

高所作業車運転技能講習のご案内

宮崎労働局長登録番号第2号（登録有効期間 令和11年3月30日）
建設業労働災害防止協会宮崎県支部
〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19（宮崎県建設会館4階）
TEL 0985-20-8610 FAX 0985-20-8504

<http://www.kensaibou-miyazaki.jp> **建災防宮崎県支部** **検索**

「申込書」はホームページからダウンロードできます。

労働安全衛生法においては、作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転は、登録教習機関が行う技能講習を修了した方でなければ作業操作・運転ができないことになっております。

当協会支部においては、宮崎労働局長の登録を受けて、当該運転技能講習を実施しますので、この機会に受講頂くようご案内いたします。

1 受講対象者

高所作業車運転技能を習得しようとする一部免除資格を有する満18才以上の方

2 開催日及び場所

開催日		開催場所
【1日目：学科】	【2日目：実技】	
令和8年4月17日(金)	4月18日(土)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙2559-1)
令和8年5月22日(金)	5月23日(土)	延岡建設会館(延岡市愛宕町2丁目32番地)
令和8年7月24日(金)	7月25日(土)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙2559-1)
令和8年9月25日(金)	9月26日(土)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙2559-1)
令和8年10月16日(金)	10月17日(土)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙2559-1)
令和8年11月20日(金)	11月21日(土)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙2559-1)
令和9年1月22日(金)	1月23日(土)	延岡建設会館(延岡市愛宕町2丁目32番地)
令和9年1月29日(金)	1月30日(土)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙2559-1)
令和9年3月12日(金)	3月13日(土)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙2559-1)

* 各会場駐車場有

3 講習科目・講習時間

●学科講習（午前8時30分開講～午後6時50分閉講）

講習科目	講習時間
運転に必要な一般的事項に関する知識 ※	2時間※
作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	5時間
関係法令	1時間
学科試験	(1時間)

(※ 免除(2)の方は、運転に必要な一般的事項に関する知識の2時間が免除されます。)

●実技講習（午前8時30分開講～午後4時30分閉講）

作業のための装置の操作	6時間
実 技 試 験	(1時間)

4 受講料及びテキスト代(税込)

講習の区分	免除(1) 学科 8時間 実技 6時間 } 14時間	43,505円 (受講料41,360円、テキスト代2,145円)
	免除(2) 学科 6時間 実技 6時間 } 12時間	41,305円 (受講料39,160円、テキスト代2,145円)

5 受講手続

- (1) 所定の「申込書」に必要事項を記入の上、写真1枚を貼付し、お申し込み下さい。
なお、受講料・テキスト代を銀行振込みされる場合は、建設業労働災害防止協会宮崎県支部の口座（みずほ銀行 宮崎支店 普通預金 1027184）に振り込んで下さい。
- (2) 受付は申し込み順とし、定員になり次第締切ります。
- (3) 無断で欠席された場合、受講料金は返還致しません。
- (4) テキストは、受付会場でお渡しします。
- (5) 記入された氏名、生年月日等は、他の目的には使用いたしません。
- (6) 遅刻、早退者には、修了証を交付いたしません。
- (7) 講習日程の変更や中止になる場合がありますので、ホームページでご確認下さい。

受講の一部免除

講習の区分	受講の免除を受けることができる方	免除講習科目
免除(1)	1 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する建設機械施工技術検定に合格した方 2 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項の大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有する方 3 フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習、車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習、車両系建設機械（解体用）運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した方	○原動機に関する知識
免除(2)	移動式クレーン運転士免許を有する方又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した方	○原動機に関する知識 ○運転に必要な一般的事項に関する知識

宮崎労働局 職業対策課 助成金センターのご案内

建設事業主が雇用する建設労働者に技能講習等を受講させた場合、「人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）」がご利用になります。

〔お問合せ・支給申請先〕 宮崎労働局 助成金センター TEL0985-62-3125

〒880-2105 宮崎市大塚台西 1-1-39 ハローワークプラザ宮崎内

講習開催日	月 日～ 月 日	※支部使用欄 受付番号	No.
-------	----------	----------------	-----

高所作業車運転技能講習 受講申込書

(ふりがな)				写真1枚貼付 3cm×2.4cm <small>申請前6ヶ月以内に撮影した上三分身正面脱帽背景無地のもの。</small>
氏名				
併記を希望する旧姓又は通称	※併記希望者のみ記入			
生年月日	昭和 平成	年	月	日
受講者現住所	〒□□□□-□□□□			
	電話		携帯	
講習の一部免除の有無	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無	一部免除資格を有することを証する書面(免許証・修了証等のコピー)を添付すること。	
講習案内送付先 (受講票・講習案内・請求書)	事業所・自宅	修了証送付先	事業所・自宅	

令和 年 月 日

上記の記載内容に相違ありません。

申込者氏名
(受講者本人) _____

建設業労働災害防止協会 宮崎県支部長 殿

(参考)

1 受講対象者

高所作業車運転技能を習得しようとする一部免除資格を有する満18才以上の方

2 講習の一部免除者

(免除1) ①建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する建設機械施工技術検定に合格した方

②道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有する方

③フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習、車両系建設機械(基礎工用)運転技能講習、車両系建設機械(解体用)運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した方

(免除2) ①移動式クレーン運転士免許を有する方又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した方

【申込書記入にあたっての注意事項】

1 この申込書に記載していただく氏名、生年月日等の各項目は、法律で記入することが定められています。

誤りのないよう正確に記入して下さい。

2 旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合は、併記する旧姓又は通称を記入し関係書類を添付して下さい。

3 なお、記入していただいた氏名、生年月日等は、この技能講習の事業以外では一切使用いたしません。

4 訂正は、横線2本を引いて訂正印(事業主証明事項は事業主印・申請者事項は申請者印)を押して下さい。

(修正液等は使用しないで下さい。)

○講習申込書送付先 建設業労働災害防止協会 宮崎県支部

〒880-0805 宮崎市橘通東2丁目9-19(宮崎県建設会館4階) TEL 0985-20-8610 FAX 0985-20-8504

※支部使用欄

受付印	受講料・委託費	本人確認書類	実施管理者	担当者
	受講料: 円	<input type="checkbox"/> 自動車運転免許証		
	テキスト代: 円	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード(表面)		
	委託費: 円	<input type="checkbox"/> 技能講習修了証		
		<input type="checkbox"/> 住民票		
		<input type="checkbox"/> その他		

高所作業車運転技能講習の受講資格に関する証明

所 属	事業場名 及び 所在地	〒□□□□-□□□□		
	電話		FAX	

受講資格区分 (※該当する免除区分に ○を付けて下さい。)	免除(1) (14Hコース)	<u>次のいずれかをお持ちの方</u> 1 建設機械施工技術検定合格証 2 自動車運転免許証 3 フォークリフト運転技能講習修了証 4 ショベルローダー運転技能講習修了証 5 車両系建設機械運転技能講習修了証(整地・解体用・基礎工事) 6 不整地運搬車運転技能講習修了証
	免除(2) (12Hコース)	<u>次のいずれかをお持ちの方</u> 1 移動式クレーン運転士免許 2 小型移動式クレーン運転技能講習修了証

〈資格証の添付〉

の り 面	<p>免除(1) → 建設機械施工技術検定合格証、自動車運転免許証(有効期限内のもの)、車両系等運転技能講習修了証のいずれかのコピー</p> <p>免除(2) → 移動式クレーン運転士免許または小型移動式クレーン運転技能講習修了証のコピー</p> <p>※なおマイナ免許証のみを保有している方は、運転免許証と同じ陰影をプリントアウトさせた書類又は免許情報記録確認書の写しを添付して下さい。</p>
-------------	--